

公告書

令和5年5月19日

事業計画者 鈴鹿リサイクルセンター有限公司
代表取締役 下田 陽一

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第22条第1項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第23条の規定に基づき、説明会を開催いたします。

なお、条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名称	鈴鹿リサイクルセンター有限公司
代表者	代表取締役 下田陽一
主たる事務所	三重県鈴鹿市住吉町8440番地
連絡先	059-370-6789

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	選別過程におけるプラスチック等をリサイクル（サーマル・マテリアル）するために回収するとともに、処理残さの発生量を減少するため、工場敷地を拡大してリサイクルプラントを増設する。
計画地	三重県鈴鹿市住吉町字宮西 8423-1、8442、8443、8444、8445、8446、8447
処理施設の種類	破碎施設、圧縮施設、破碎・圧縮施設、 破碎・選別施設、破碎・選別・圧縮施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 7種類

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	本社受付窓口
縦覧開始予定日	令和5年5月19日
縦覧時間	8時00分～17時00分（土曜日、日曜日、祝日除く）

4. 説明会の開催

日 時	令和5年6月3日（土）10時00分
場 所	本社 2F 会議室 鈴鹿市住吉町8440番地

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和5年7月3日(月)
提出先	〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町8440番地 鈴鹿リサイクルセンター有限公司 TEL059-370-6789
提出方法	持参または郵送 ※提出期限必着 (持参の場合 土曜日、日曜日、祝日を除く)
様式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見に対する弊社見解を記載した書面（以下「再意見書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備 考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ (https://www.fujiko.ne.jp/src.html) に掲載します。